

【助成金交付申請書提出時チェックリスト】

項目		確認欄	チェック内容
申請要件等	対象建物		対象設備を導入する建物は登記されていること。 (建物所有者が不明な建物に助成はできません。)
	申請時期		工事着工前の申請であること。 (着工後の申請は受付できません。着工1ヶ月前～7日前(閉庁日を除く。)までに申請してください。申請期間は令和7年4月1日から令和8年2月27日までですが、予算額に達した場合は終了となります。また、令和8年3月17日までに区による書類審査に合格したものに助成します。)
	工事費用・製品費用		設備本体と設置(施工)費用を加えた工事費用は、税抜10万円以上(直管型LED照明器具は1万円以上、HEMS及び充電設備は5万円以上、ビークル・トゥ・ホームは製品費用が税抜10万円以上)であること。 (工事費用が一定額に満たないものは対象外です。国・都から同種の補助金を受ける場合は、その補助額を除いた額を工事費用とし、助成額を算定します。)
	過去受給確認		同じ建物、同じ対象設備で過去に本助成金を受けていないこと。 (同じ建物での同種の対象設備の申請は各1回のみです。)
A すべてに共通する必要な書類	申請書(様式あり)	申請者	申請者は、建物所有者(所有予定者)であること。 (建物所有者(所有予定者)が複数名いる場合は代表者の1名が申請者になります。その場合は、他の所有者から委任の意思を示す委任状が必要です。) ※建物所有者が法人の場合は、法人の代表者名(代表者印)、管理組合の場合は理事長名(理事長印)を記入・押印してください。
		印	申請印は朱肉を使った印を押すこと。 (認印可です。申請から工事完了届まで全て同じ印を使います。修正箇所がある場合は、二重線を引いたうえで、申請印を押してください。)
	製品カタログ		導入設備の形状・規格・型番が分かるもの。
	図面		施工・設置する場所が分かる平面図や立面図
	見積書		申請者(フルネーム)あてで、内訳・型番・数量の記載があるもの。 (一式表記や、対象設備と設置・施工費用がまとめられているものは、別途内訳書を添付してください。)
	着工前の写真		撮影日入りで、建物全景と設置・施工予定箇所の写真 (新築の場合は建築予定場所の写真を撮り、完了時に設置・施工直前の写真を提出してください。)
	遮熱塗装		要件 ：①熱交換塗料または日射反射率(全波長領域)50%以上の高反射率塗料を使用すること。②屋根面全体(塔屋及び階下に居住空間があるベランダを含む。)または屋根及び壁面全面を塗装すること。 ※全波長領域で要件を満たすことが必要。 書類 ：①(一財)日本塗料検査協会またはこれに準ずる第三者機関による、日射反射率が50%あることの性能証明 ②使用する塗料の色が分かるもの(色見本等)
B 対象設備の要件と必要な書類	建築物断熱改修(断熱材)		要件 ：断熱材(屋根・床・天井・壁)は、住宅金融支援機構が定める「フラット35s：断熱等性能等級4の技術基準」を満たすもの。部屋単位の改修を行うこと。 書類 ：断熱材の厚さが確認できる資料(カタログ等) ※建築物断熱改修で本助成を受けたことがある場合は対象外
	建築物断熱改修(窓)		要件 ：熱貫流率が「 $2.7\text{w/m}^2 \cdot \text{K}$ 以下」となるもの。部屋単位の改修を行うこと。 書類 ：窓ガラスの熱貫流率が確認できる資料(カタログ等) ※建築物断熱改修で本助成を受けたことがある場合は対象外
	直管型LED照明器具		要件 ：住宅(マンション共用部を含む。)に設置されている直管型蛍光灯を、直管型LED照明器具へ交換するもの。 書類 ：現状と比較し、消費電力が少ないことを証する資料(現状の照明器具や蛍光灯の消費電力が分かる写真等)

B 対象設備の要件と必要な書類	燃料電池発電給湯器 (エネファーム)		要件：発電時に発生する熱を利用し給湯を行う定置用燃料電池装置で、（一社）燃料電池普及促進協会の機器登録リストに掲載しているもの。 * 給湯器で本助成を受けたことがある場合は対象外 書類：低位発熱量基準が確認できる資料（カタログ等）
	家庭用蓄電システム		要件：（一社）環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの。 書類：補助対象機器として指定されていることが分かる書類（ホームページ画面を印刷したもの等）
	ビークル・トゥ・ホーム（V2H）		要件：（一社）次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電器のうち、電気自動車に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであり、新品であること。電気自動車等の使用場所の住所が当該装置から供給される電力使用場所の住所と同一であること。 書類：補助対象機器として認定されたことが分かる書類（ホームページ画面を印刷したもの等）。
	充電設備		要件：（一社）次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電設備であり、新品であること。 書類：補助対象機器として認定されたことが分かる書類（ホームページ画面を印刷したもの等）。
	太陽光発電システム		要件：①申請者と電力会社の間に電力需給に関する契約が締結されること。②モジュールが JET 等認証機関の認証を受けているもの。③工事費用が 50 万円/kW 以下であること。④最大出力 10kW 未満であること。 書類：①助成要件確認票（要件に合致していることを示す資料）、②太陽光パネルの割付図（モジュール枚数と配置が分かるもの）
	宅配ボックス		要件：①（一財）ベタリービングが定める認定マーク「BL マーク証紙」が表示されていること。②移設ができないように固定されていること。 書類：（一財）ベタリービングの優良住宅部品認定（BL 認定）とわかる資料（ホームページ画面を印刷したもの 等）
C 申請する方によって必要な書類	個人	納税確認書類	令和 6 年度分住民税納税（非課税）証明書または同意書 (同意書は令和 6 年 1 月 1 日時点で墨田区に住民票がある方のみ)
		建物所有確認書類	①建物登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内） ②最新の固定資産税納税通知書（申請者住所・氏名と建物概要） ③固定資産（家屋）評価証明書（発行 3 ヶ月以内）のうち、いずれか 1 部 ※建物所有者が 2 名以上の場合は①建物登記事項証明書を提出してください。 ※新築の場合は、請負契約書一式のコピー（契約変更している場合は、変更後の契約書一式も必要です。建物登記完了後、建物全部登記事項証明書の提出が必要です。）
		委任状 (様式あり)	建物所有者が 2 名以上の場合必要です。 (申請者以外の建物所有者（所有予定者）から申請者へ助成手続を委任する意思を示す書類です。)
		その他	住民税納税（非課税）証明書や建物登記事項証明書等に記載されている申請者の住所が現住所（申請書の住所）と異なる場合には、証明書に記載されている住所と現住所のつながりを示す書類（住民票等）が必要です。
	管理組合	管理規約	表紙・物件名・所在地・建物概要・共用部分の定義と範囲が分かる部分は必須です。
		理事長確認資料	申請者が管理組合の代表（理事長）であることが分かる資料（理事長選任の議事録等）
		議事録	対象設備の導入について、総会、理事会等で承認されたことが分かる資料

C 申請する方によって必要な書類	法人	納税確認書類		令和6年法人住民税納税証明書（法人都民税納税証明書）
		法人確認書類		法人履歴事項全部証明書
		建物所有 確認書類		①建物登記事項証明書（発行3ヶ月以内） ②最新の固定資産税納税通知書（申請者住所・氏名と建物概要） ③固定資産（家屋）評価証明書（発行3ヶ月以内） のうち、いずれか1部
	その他	補助金交付額 確認書類		国・東京都から同種の補助金の交付を受ける場合は、その補助予定額 または、決定額がわかる資料
		※申請内容によって、記載のない書類をご提出いただくことがあります。		

【問合せ先】 墨田区環境保全課
電話 03-5608-6207